

英国におけるのれん会計の展開

菊谷, 正人

(出版者 / Publisher)

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

イノベーション・マネジメント = Journal of innovation management

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

43

(終了ページ / End Page)

58

(発行年 / Year)

2005-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003177>

<論文>

英国におけるのれん会計の展開

菊谷正人

1. 開題
2. のれんに係る会計基準の変遷
 - (1) ASCによるSSAP22の作成とその内容
 - (2) SSAP22に対する批判と離脱事例
 - (3) ASBによるFRS10の作成・公表
3. のれんの会計処理
 - (1) 正ののれんの会計処理
 - (2) 負ののれんの会計処理
4. むすび

1. 開題

英国の会計基準設定機関である会計基準審議会 (Accounting Standards Board — 以下、ASB と略す) が 1994 年 9 月に作成・公表した財務報告基準第 6 号『取得および合併』 (*Financial Reporting Standard 6 “Acquisitions and mergers”* — 以下、FRS6 と略す) によれば、「企業結合」(business combination) とは、ある経済的事業体 (economic entity) が他の事業体を統合するか、他の事業体の純資産・営業に対する支配 (control over the net assets and operations) を獲得する結果として、個々の事業体を単一の事業体に結合することをいう。この企業結合は、「取得」(acquisitions) と「合併」(mergers) に分類される。なお、「取得」と「合併」という用語は、米国の「パーチェス」(purchase) および「持分プーリング」(pooling of interests) に該当する。

FRS6 (para.2) の定義によれば、「取得」とは、「合併」に該当しない企業結合であり、「合併」とは、結合前事業体の株主 (shareholders of the combining entities) が結合後事業体のリスクと便益 (risks and benefits of the combined entity) を相互共有し、どの結合当事者も他の当事者に対する支配をしないか、さもなければ結合後事業体における当該株主の権利の割合、その取締役等の影響力を理由に左右されないで、結合当事者による新規報告事業体の設立 (creation of a new reporting entity) となる企業結合である。

したがって、取得は、ある企業 (取得企業) が他の企業 (被取得企業) の純資産・営業に対する支配を資産の引渡し・株式の発行等を通じて獲得する企業結合であると言える。

<論文>

ここに「支配」とは、経済的便益を得ることを目的として他の企業の財務・営業方針(financial and operating policies)を指示する能力である(FRS2, para.6)。すなわち、「取得」とは、取得企業が被取得企業の活動から経済的便益を獲得するために、当該企業の財務・営業方針を支配する権限を持つ企業結合をいう。

企業結合の会計処理として、基本的には、取得には「取得会計法」(acquisition accounting: 米国では「パーチェス法」(purchase method)という)、合併には「合併会計法」(merger accounting: 米国では「持分プーリング法」(pooling of interests method)という)が適用される。取得会計法(パーチェス法)によれば、買収対価(purchase consideration)として発行される株式は市場価値で評価され、受入資産は取得時の公正価値(fair value)で評価される。その差額として、「のれん」(goodwill)が計上される。被取得会社(acquired company)の取得前利益(pre-acquisition profits)は、グループの分配可能利益(distributable profits)から除外される¹。

本稿では、取得会計法を適用した場合に生じる「のれん」に関する会計実践を先導してきた英国における会計基準の変遷・バックグラウンドを考察するとともに、のれん会計の課題も指摘する。

2. のれんに係る会計基準の変遷

(1) ASC による SSAP22 の作成とその内容

ASB の前身であった会計基準委員会(Accounting Standards Committee — 以下、ASC と略す)は、1980年に『のれんに関する討議資料』(*Discussion Paper on Goodwill* — 以下、1980年討議資料という)を作成し、40年以内による規則的償却法を提案した²。1978年成立のEC第4指令に従って規則的償却法(償却期間は明示されていない)を国内法化しなければならなかった会社法との整合性を確保するために、1980年討議資料は規則的償却法を採択し、企業結合後の損益計算にはなるべく影響を与えないように最長償却期間を40年としたのである³。

しかしながら、当時の会計実践においては、大多数の企業は持分控除法による即時償却(immediate write-off)を採用していた⁴。このような状況を鑑み、ASCは1982年10月に公開草案第30号『のれんの会計処理』(*Exposure Draft 30 "Accounting for Goodwill"* — 以下、ED30と略す)を作成し、買入のれん(purchased goodwill)の会計処理として「規則的償却法」と「持分控除法」の選択適用を認めた(ED30, para.26)。しかも、規則的償却法における最長償却期間も20年に短縮している(ED30, para.56)。

そのような結論を下す前に、ASC作成のED30(para.12)では、買入のれんの会計処理の可能性が検討され、下記のように6つに分類されている。

- (a) 資産として計上し、その見積有効年数(estimated useful life)にわたって損益計算書上で償却する(この処理を「資産計上・費用処理法」と名付ける。わが国では、一般に「規則的償却法」と呼ばれている)。

¹ Parker (1984), pp.9 and 19, Cooke (1986), p.185.

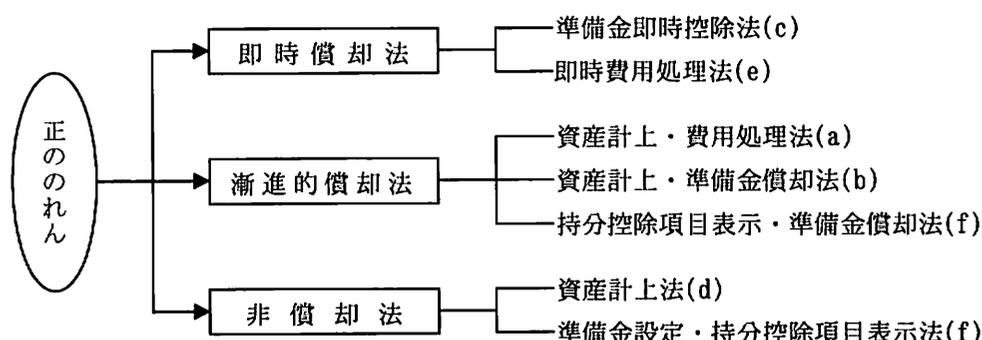
² 英国の1980年討議資料は、米国のAPBが1970年に公表したAPB17をモデルにして、最長償却期間を40年とする「規則的償却法」を提案している。

³ 梅原(2000)、112頁。

⁴ Stacy (1987), p.23.

- (b) 資産として計上し、その見積有効年数にわたって準備金 (reserves) を償却する (この処理を「資産計上・準備金償却法」と名付ける)。
- (c) 取得時に直ちに準備金から控除する (この処理を「準備金即時控除法」と名付ける。わが国では、「持分控除法」または「即時償却法」と呼ばれている)。
- (d) その価値の永久的減少が証明されない場合には、無期限に計上される (この処理を「資産計上・非償却法」と名付ける)。
- (e) 取得した期間に費用 (expense) として計上する (この処理を「即時費用処理法」と名付ける)。
- (f) 株主持分の控除項目として表示し、それを償却する、または無期限に計上しておく (これらの処理を「持分控除項目表示・償却法」または「持分控除項目表示・非償却法」と名付ける)⁵。

図1 ED30 提案による正ののれんの会計処理法の可能性



(出所) 菊谷正人「企業結合会計の課題」『JICPA ジャーナル』No.572、2003年5月号、71頁。

ED30 は、(a)資産計上・費用処理法 (規則的償却法) と(c)準備金即時控除法 (持分控除法) のいずれの方法にも妥当性が存立すると認識し、その選択適用を提案している。しかし、ED30 を修正して1984年12月に確定基準化された基準会計実務書第22号『のれんの会計処理』(Statement of Standard Accounting Practice 22 "Accounting for goodwill" — 以下、SSAP22 と略す) は、代替処理として(a)規則的償却法を容認しながらも、実務

⁵ ED30 提案による「正ののれん」の仕訳処理は、たとえば、のれんとして100億円を資産計上 (償却期間20年) した場合、下記のようなになるであろう (単位: 億円)。

- (a) 資産計上・費用処理法 (規則的償却法)
 (借) のれん償却 5 (貸) のれん 5
- (b) 資産計上・準備金償却法
 (借) 利益剰余金 5 (貸) のれん 5
- (c) 準備金即時控除法 (持分控除法)
 (借) 利益剰余金 100 (貸) のれん 100
- (d) 資産計上・非償却法
 仕訳なし
- (e) 即時費用処理法
 (借) のれん償却 100 (貸) のれん 100
- (f) 持分控除項目表示・償却法
 (借) 利益剰余金 5 (貸) のれん 5
- (f) 持分控除項目表示・非償却法
 仕訳なし

<論文>

上の利用割合を考慮して、(c)持分控除法を原則適用とした。

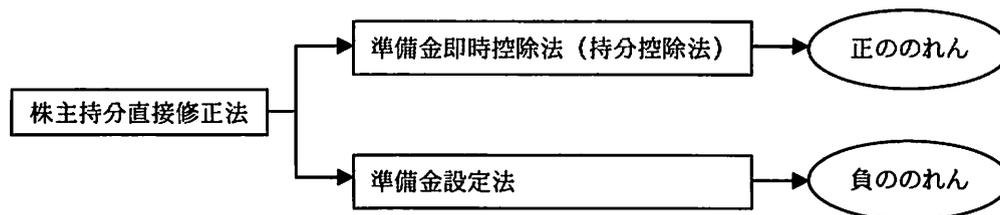
SSAP22 (para.21) が定義する「のれん」とは、全体としての企業 (business as a whole) の価値とその識別可能な純資産の公正価値に基づく総額との差額である。識別可能な純資産 (separable net assets) は、個別に判別でき、売却または弁済できる資産および負債の純資産額をいう (SSAP22, para.22)。公正価値 (fair value) は、資産 (または負債) が独立企業間取引 (arm's length transaction) において交換される金額である (SSAP22, para.25)。全体としての企業の価値が識別可能な純資産の公正価値による総額より大きい場合には「正ののれん」 (positive goodwill)、少ない場合には「負ののれん」 (negative goodwill) が生じる (SSAP22, para.1)。

前述したように、正ののれんは、原則として、取得時に直ちに準備金から控除される (SSAP22, para.32)。「持分控除法」を原則適用する積極的・論理的理由として、買入のれんを即時償却するということは、非買入のれん (いわゆる自己創設のれん) を財務諸表に認識・計上しないという会計処理との首尾一貫性を図るためである。消極的・実利的理由としては、買入のれんの償却額はのれんの取得年度の経営成績とは関連しないからである (SSAP22, paras.6-7)。

他方、負ののれんは直接的に準備金に貸記される (SSAP22, para.33)。これは「準備金設定法」と呼ぶことができるであろう。

ASC は、のれんの取得年度以降の損益計算に影響を与えないように、正ののれんには「準備金即時控除法」(「持分控除法」)、負ののれんには「準備金設定法」を採用した。この両方の会計処理法を総称して、「株主持分直接修正法」と名付けることができる⁶。ASC の見解では、のれん取得は損益取引ではなく資本取引に属するので、持分を直載に修正し、準備金との即時相殺によって損益計算には影響させないということになるのであろう。

図2 株主持分直接修正法の概念図



(出所) 菊谷正人、前掲稿、71頁。

なお、SSAP22 (para.34) は、正ののれんに対する代替的会計処理として「規則的償却法」を容認している。ED30 が最長償却期間を 20 年に限定したのに対し、SSAP22(para.11) では、異なる取得には状況がそれぞれ相違するのであるから、償却期間には差異が生じるという理由により、最長償却期間は示されていない。

(2) SSAP22 に対する批判と離脱事例

ASC 作成の SSAP22 は、正ののれんに関して原則的処理には「準備金即時控除法」(「持分控除法」)、代替的処理に「資産計上・費用処理法」(「規則的償却法」) を要請した。ただし、前者の「準備金即時控除法」を適用すれば、準備金からのれんを吸収できずに持分を

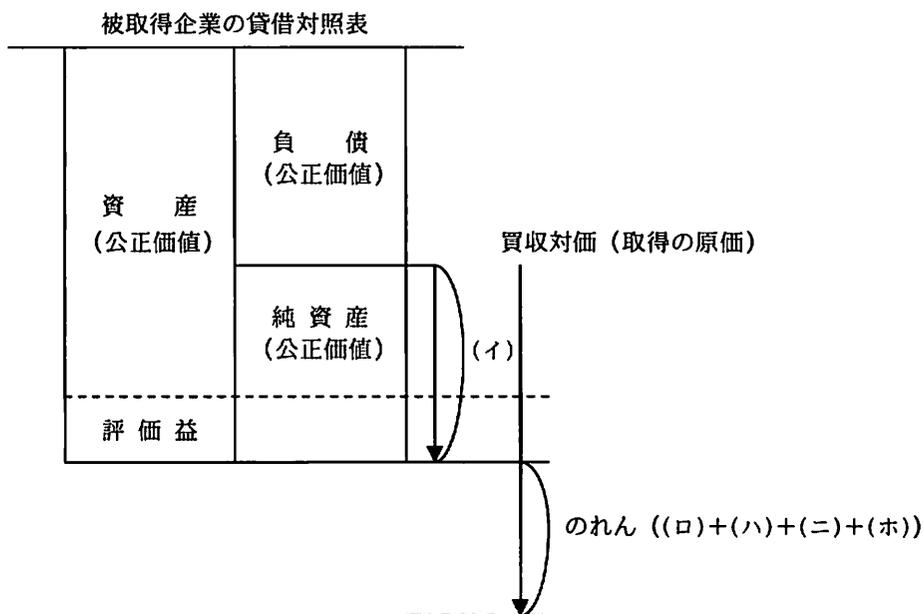
⁶ 菊谷 (2002b)、13 頁。

マイナスとするケースもあり、後者の「資産計上・費用処理法」に従えば、のれん取得年度以降の一定期間にわたり償却額の計上によって一株当たり利益(earnings per share)を下落させる。こうした状況に対して、多くの企業が「のれん」の本質、換言すれば、取得に際して支払われた対価と被取得企業の純資産の公正価値との差額を一括して「のれん」に計上することに疑問を持ち始めた。

被取得企業の純資産の公正価値を超える価額で「純資産に対する支配権を購入する」ということは、下記項目に対して資金を投下することを意味し、理論的には、(ロ)から(ホ)は経済的にまったく性格を異にするものであるが、それぞれを区別し、信頼性をもった形で測定を行うことは困難であるので、欧米では伝統的に一括的に「のれん」としてきた⁷。

- (イ) 純資産（公正価値）
- (ロ) 被取得企業を連結に含めることにより生じるシナジー効果に対する期待
- (ハ) 被取得企業の貸借対照表に現れない知的資産
- (ニ) 企業にとって有利な規則性外的環境要因
- (ホ) 市場での力関係や心理的要因等非経済的要因

図3 買収対価（取得の原価）とのれん



(出所) 岡田依里『企業評価と知的資産〔改訂版〕』税務経理協会、2003年、90頁一部修正。

被取得企業のブランド等の知的無形資産に買収資金を投下したとしても、即時償却（または漸進的償却）により貸借対照表からオフ・バランスされることになる。したがって、企業のバリュー・ドライバーの一因であるブランドを「識別可能な資産」として「のれん」から分離し、ブランドの部分を貸借対照表に計上する企業が現れた。たとえば、グランド・メトロポリタン社（Grand Metropolitan：以下、GM社という）は、1988年9月30日付の財務諸表において、5億8,830万ポンドの「買収ブランド」(acquired brands)を計上している⁸。

⁷ 岡田(2003)、90頁。

⁸ Hodgson(1990), p.45.

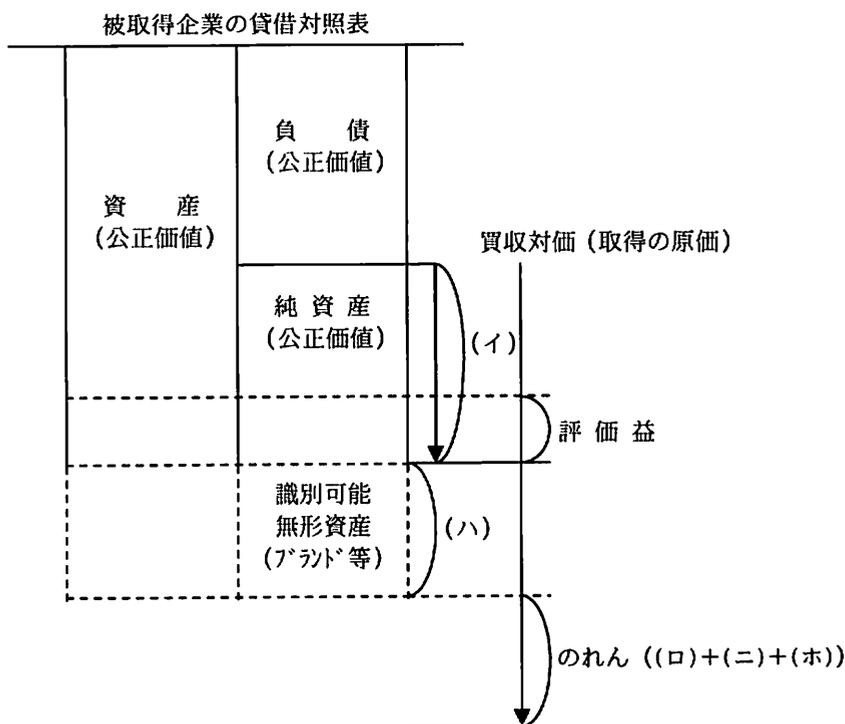
<論文>

GM社では、「持分控除法」を採用したことにより、1987年9月30日には、再評価準備金・特別準備金が6億5,190万ポンドのマイナス残高となった。そこで1988年8月に無形資産に関する会計方針の変更を宣言し、買収対価の超過額の重要な部分をブランドに帰属させた。1985年1月1日以降の取得により獲得したすべてのブランドに適用され、1987年9月30日における買収ブランドの原価に基づく資産計上額は、6億800万ポンドと算定されている。それに換算修正が施されて、1988年9月30日における買収ブランドの資産計上額は、5億8,830万ポンドと算定された。この変更によって、1988年9月30日には、再評価準備金・特別準備金は9億3,040万ポンドのプラス残高に回復することになった⁹。

また、リード・インターナショナル社 (Reed International) では、1988年月31日に終了する会計年度の財務諸表に、取得時の公正価値で6億1,220万ポンドの出版権・出版タイトル (publishing rights and titles) が計上されている¹⁰。

さらに特筆に値することは、1988年9月3日にランクス・ハウビス・マクドゥーガル社 (Ranks Hovis McDougall: 以下、RHM社という) が、財務諸表上、買収ブランドとともに「自社開発ブランド」 ('home grown' brands) を世界で初めて資産計上したことであろう。自社開発ブランド (自己創設ブランド、内部開発ブランド、自己開発ブランド、社内開発ブランド、内部創設ブランドともいわれている) が公正価値で評価され、6億7,800万ポンドのブランドはRHM社の総資産の59%に達したことにより、ブランド会計の関心は一気に高まった¹¹。

図4 取得により生じたのれんとブランド



(出所) 岡田依里、前掲書、91頁一部修正。

⁹ 白石 (2003)、23-24頁。

¹⁰ Hodgson (1990)、p.46。

¹¹ Arnold (1989)、p.43、Tonkin and Skerrat (1991)、p.17。

では、何故にこのような会計処理が可能であったのであろうか。英国では、会社法において、財務諸表作成の最優先原則となっている「真実かつ公正な概観」(true and fair view) という用語のみが本法の中に盛り込まれ、具体的な会計規定は頻繁な改正を予想して附則 (schedule) の中に設定されている。第5次総括法である1985年会社法の第228条第2項によれば、「貸借対照表は期末現在における会社の業績状態に関して真実かつ公正な概観を、損益計算書は会計期間の会社の損益に関して真実かつ公正な概観を表示しなければならない」と規定することとどまる。会社の取締役は、「真実かつ公正な概観の最優先」(true and fair override) を楯に、成文化された会計規定から離脱することもできる¹²。

RHM社、GM社等は、当該会社のより現実的な価値 (a more realistic value of the company) を提示するために、買収ブランドばかりではなく自社開発ブランドを無形固定資産として貸借対照表に計上したのである。このような実務先行の状況に対応するためにASCは、ブランドと無形資産が重要な論点となってきたと認識し、1989年1月に専門通牒第738号『特にブランドに係る無形資産の会計処理に関する会計基準委員会の暫定的見解』(Technical Release Number 738 "The Accounting Standards Committee's Provisional Views on Accounting for Intangible Assets with Special Reference to Brands" — 以下、TR738と略す) を公表した。ブランドに関するTR738の主な結論は、おおむね次のとおりである¹³。

- (1) ASCは、ブランドを含む重要な無形固定資産に関する有用な情報を脚注に開示することを奨励する。
- (2) 買収ブランドが個別に識別可能であり、当該買収額が合理的な確実性 (reasonable certainty) をもって確認できる場合には、貸借対照表上に認識される。
- (3) 利用可能な経済的年数 (useful economic life) が有限であるブランドが貸借対照表に計上された場合には、減価引当金 (provision for depreciation and/or diminution in value) を設定する会計方針が採択・開示される。
- (4) ブランドを含む無形資産には、利用可能な経済的年数は有限であるという反証可能な前提がある。

このような暫定的提案がASCにより行われたにもかかわらず、会計実務上、公正価値で評価されたブランドは償却されなかった。その主要な原因の1つは、1989年1月にロンドンの国際証券取引所が公表した「実務上の変更に係る通告書」(Note of Change in Practice) の中で、ブランドを含む無形資産を償却資産または非償却資産 (depreciating or non-depreciating assets) として処理できるように変更したことによる。この通告書により、ブランドの価値を貸借対照表に反映させる会社が増えた¹⁴。

なお、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee — 以下、

¹² 英国の会社法においては、財務諸表による「真実かつ公正な概観」の表示が最優先原則として位置づけられるとともに、財務諸表に「真実かつ公正な概観」を付与するためには会計規定からの離脱 (departure from accounting rules) が正当化されている。1989年会社法第226条第1項(5)は、次のように規定する。

「特定の状況において、当該規定の準拠が真実かつ公正な概観を付与する要請と一致しない場合には、真実かつ公正な概観を示すのに必要な範囲内で取締役はその規定から離脱しなければならない。

離脱の明細、その理由及び影響を計算書類の脚注に記載しなければならない。」

¹³ Hodgson (1990), pp.46-47.

¹⁴ Hodgson (1990), p.47.

<論文>

IASC と略す)は現行の国際会計基準 (IAS) の自由選択的な会計処理を見直し、統一的 (単一または限定された) 会計処理を標榜する公開草案第 32 号『財務諸表の比較可能性』(*Exposure Draft 32 "Comparability of Financial Statements* — 以下、E32 という) を 1989 年 1 月に公表している。E32 は、類似する取引・事象に単一の規定処理 (required treatment) を除き、他のすべての会計処理を除外した。ただし、単一の会計処理に絞れない場合には、優先処理 (preferred treatment) と代替処理 (alternative treatment) に分けられ、複数の会計処理が容認される¹⁵。IASC が 1983 年 11 月に公表した国際会計基準第 22 号『企業結合の会計処理』(*International Accounting Standard 22 "Accounting for Business Combinations* — 以下、IAS22 (1983) という) は、「規則的償却法」と「持分控除法」の選択適用を容認していた (IAS22 (1983), para.40) が、E32 (para.166) では、SSAP22 が原則的処理法とする「持分控除法」は廃棄処分された¹⁶。

ASC は、国際的調和化 (international harmonisation) の観点からも SSAP22 を再検討するために、公開草案第 47 号『のれんの会計処理』(以下、ED47 という) を 1990 年 2 月に公表した。ED47 は、1980 年討議資料の提案と同様に、規則的償却法の強制適用を主張している。つまり、買入のれん (正ののれん) は固定資産として計上し、20 年 (妥当性が証明される場合でも 40 年を超えてはならない) 以内に償却しなければならない (ED47, paras.47 and 52)。

(3) ASB による FRS10 の作成・公表

1990 年 8 月 1 日には、会計基準の作成権とともに公表権も有する ASB が、公表権を付与されていなかった ASC に代えて設置された。ASB は、1993 年 12 月に討議資料『のれんと無形資産』(*Discussion Paper "Goodwill and Intangible Assets"* — 以下、1993 年討議資料という) を作成し、その中で持分控除法と規則的償却法のほかに新たに「減損調査法」(impairment review) を紹介・解説している。さらに、ED47 に対する反応の実態調査も行われ、減損調査法には過半数の支持を受けたのに対し、支配的実務であった持分控除法には 60% を超える反対があった¹⁷。持分控除法に反対が多いのは、①1990 年代に入って持分控除法の適用により持分にマイナスになるケースが発生した国内的事情、②持分控除法の禁止への国際的調和化が推進されてきた外的圧力によるためであろう¹⁸。

1995 年 6 月には、公聴会討議のためのワーキング・ペーパー『のれんと無形資産』(*Working paper for discussion at public hearing "Goodwill and Intangible Assets"* — 以下、1995 年討議資料という) が ASB によって作成された。1995 年討議資料は、1993 年討議資料と

¹⁵ 菊谷 (1994)、27-28 頁。

¹⁶ IAS22 (1983) は、1993 年に国際会計基準第 22 号 (1993 年改訂)『企業結合』(*International Accounting Standard 22 (revised 1993) "Business Combinations"* — 以下、IAS22 (1993 改訂) という) として改称・修正された。IAS22 (1993 改訂) は、E32 の提案のとおり、IAS22 (1983) が容認していた「持分控除法」を禁止した。「規則的償却法」における有効年数は、5 年 (正当化される場合には 20 年) に限定されている (IAS22 (1993 改訂), para.42)。1998 年に再度修正された国際会計基準第 22 号 (1998 年改訂)『企業結合』(以下、IAS22 (1998 改訂) という) では、のれんの最長償却期間は 20 年とした。ただし、説得的な証拠が存在する場合には、減損テストの実施を条件にして 20 年を超えて償却できる (IAS22 (1998 改訂), paras.56-58)。

IAS22 の沿革・会計処理に関しては、菊谷 (2002a) 参照。

¹⁷ 梅原 (2000)、122-123 頁。

¹⁸ 菊谷 (2002b)、15 頁。

同様に、規則的償却法・持分控除法・減損調査法を検討し、正ののれんの会計処理として、下記のような処理を提案する（1995年討議資料、para.1.1.8）。

（イ）規則的償却法と減損調査法の併用（a combination of ‘capitalism and predetermined life amortisation’ and ‘capitalisation and annual review’）

償却期間が20年以下である場合には規則的償却法、20年を超える場合には減損調査法を適用する。

（ロ）準備金即時控除法（‘separate write-off reserve’）

このような1995年討議資料の提案に基づいて、財務報告公開草案第12号『のれんと無形資産』（*Financial Reporting Exposure Draft 12 “Goodwill and Intangible Assets”* — 以下、FRED12という）が1996年10月に公表された。ただし、FRED12（paras.14-16）は、正ののれんの会計処理に関して、1995年討議資料とは異なり、準備金即時控除法（持分控除法）を禁止した。

最終的にASBは、1997年12月に財務報告基準第10号『のれんと無形資産』（*Financial Reporting Standard 10 “Goodwill and intangible assets”* — 以下、FRS10と略す）を公表し、SSAP22と差し替えた。減損調査法に関する会計処理基準としては、財務報告基準第11号『固定資産とのれんの減損』（*Financial Reporting Standard 11 “Impairment of fixed assets and goodwill”* — 以下、FRS11と略す）が1998年7月に公表されている。

表1 のれんに関する会計基準・公開草案の公表経緯

設定機関名	公表年月	基準名・公開草案名
ASC	1982年10月	ED30「のれんの会計処理」
ASC	1984年12月	SSAP22「のれんの会計処理」（1997年12月廃棄・FRS10に差し替え）
ASC	1988年9月	ED44「SSAP22：のれんの会計処理に対する改訂案—追加的開示」
ASC	1990年2月	ED47「のれんの会計処理」
ASC	1990年5月	ED52「無形固定資産の会計処理」
ASB	1996年6月	FRED12「のれんと無形資産」
ASB	1997年12月	FRS10「のれんと無形資産」
ASB	1998年7月	FRS11「固定資産とのれんの減損」

3. のれんの会計処理

（1）正ののれんの会計処理

ASBが1994年9月にFRS6とともに公表した財務報告基準第7号『取得会計法における公正価値』（*Financial Reporting Standard 7 “Fair value in acquisition accounting”* — 以下、FRS7と略す）に従えば、識別可能な資産・負債（identifiable assets and liabilities）は、取得日に認識し、取得日の状況を反映する公正価値で測定しなければならない（FRS7, paras.5-6）。ここに識別可能な資産・負債とは、取得後事業体の営業を処分することなく、個別に処分または決済される当該事業体の資産・負債である。公正価値は、

<論文>

強制販売または清算販売 (forced or liquidation sale) ではなく、取引の知識のある自発的な当事者間で独立企業間取引により、資産または負債が交換される価額をいう (FRS7, para.2)。しかも、FRS7は、公正価値として、有形固定資産、無形固定資産、棚卸資産等のような種類ごとにそれぞれ具体的に決めている¹⁹。無形資産の公正価値は、「通常の見積市場価値である再調達原価」(replacement cost, which is normally its estimated market value) に基づく (FRS7, para.10)。

FRS6 (para.20) は、先行基準である SSAP22 (para.1) の思考を踏襲し、取得した識別可能純資産 (net identifiable assets acquired) の公正価値と買収対価 (purchase consideration) の公正価値の差額を「正ののれん」または「負ののれん」として取り扱う。

正ののれんは、貸借対照表上、資産として計上しなければならない (FRS10, para.7)。のれんの有効期限が有限である場合には、20年を上限として規則的に償却を行う (FRS10, para.15)。有効期間が無期限あるいは不確定である場合には、のれんの償却は行わない (FRS10, paras.16-17)。このような会計処理(非償却法)は、会社法強制規定の違反 (breach of the Companies Act requirement) であるが、「真実かつ公正な概観の最優先」の利用によって容認される²⁰。したがって、償却しない場合には、その合理的な根拠を開示しなければならない (FRS10, para.58)。

規則的償却法の適用によって一定の有効期間にわたり償却額を計上する場合には、他の方法がより妥当であると証明されない限り、定額法 (straight-line method) が選択される (FRS10, para.30)。20年以内で償却される「のれん」には、(イ)取得1年経過の決算日に、(ロ)その後には減損の徴候がある期間に「減損調査」を実施しなければならない (FRS10, para.34)。20年を超える有効期間の見積りが論証・正当化される場合には、その合理的な根拠を開示することを条件にして20年を超えて償却することができるが、「減損調査」を毎決算日ごとに行う必要がある (FRS10, paras.19 and 37)。有効期間が無期限または不確定である場合に償却しない「のれん」に対しては、「減損調査」が每期義務づけられている (FRS10, para.37)。

¹⁹ ASBは、取得会計法における資産・負債の公正価値として、次のような種類ごとに具体的な価額を指示している (FRS7, paras.9-22)。

- (a) 有形固定資産：
 - (イ) 類似資産が公開市場で売買されている場合には、市場価値 (market value)
 - または、
 - (ロ) 減価償却後の再調達原価 (depreciated replacement cost)
- (b) 無形資産：再調達原価
- (c) 棚卸資産：
 - (イ) 商・製品には、現在市場価額 (current market prices)
 - (ロ) 仕掛品等その他の棚卸資産には、再調達原価と正味実現可能価額の低い金額 (lower of replacement cost and net realisable value)
- (d) 市場性ある有価証券：市場価格 (異常な価格変動または所有の規模のために必要があれば、修正が施される)
- (e) 貨幣資産・負債：
 - (イ) 入手可能な場合には、市場価額
 - (ロ) 類似資産または類似負債の時価 (current price)
 - または、
 - (ハ) 現在価値
- (f) 偶発債権・債務：回収予定価値・返済予定価値の合理的な見積額 (reasonable estimates of the expected outcome)

²⁰ Chopping and Stephens (2003), p.390.

FRS10は、原則的会計処理（持分控除法）と代替的会計処理（規則的償却法）を許容していたSSAP22とは異なり、下記で示すように、のれんの有効期間の有限・不確定・無期限に応じて、「規則的償却法」（または「非償却法」）および「減損調査法」の併用を強制している。

- (1) のれんの有効期間が20年以内である場合
規則的償却法および1年経過の年度・減損兆候年度の減損調査法の併用
- (2) のれんの有効期間が20年を超える場合
規則的償却法と減損調査法の併用
- (3) のれんの有効期間が不確定・無期限である場合
非償却法と減損調査法の併用

ASCのSSAP22では採用されていなかった「減損調査法」が、ASBのFRS10には導入されている。さらにFRS10は、SSAP22における原則的処理とされていた「持分控除法」を産業界の反発・国際的調和化の観点から廃棄した。SSAP22は規則的償却法における最長償却期間を特定しなかったが、FRS10は基本的に20年を標準にしている。SSAP22公表から13年間経過して基準化されたFRS10は、「正ののれん」の会計処理に関する国際的動向や国内企業の要請に応える形で大幅に修正された²¹。

表2 正ののれんに関する会計処理の変遷

基準名・公開草案名等	会計処理
1980年討議資料(1980)	規則的償却法（最長償却期間は40年）の強制適用
ED30(1982)	持分控除法と規則的償却法（最長償却期間は20年）の選択適用
SSAP22(1984)	①原則適用：持分控除法 ②代替適用：規則的償却法（償却期間は明示せず）
ED47(1990)	規則的償却法（最長償却期間は原則として20年、正当性が証明される場合には40年）の強制適用
1993年討議資料(1993)	規則的償却法（最長償却期間は20年）と減損調査法または持分控除法
1995年討議資料(1995)	(a)規則的償却法（有効期間が20年以内の場合）と減損調査法（有効期間が20年を超える場合）の併用、または、 (b)持分控除法
FRED12(1996)	①有効期間が20年以内である場合には、規則的償却法 ②有効期間は20年を超えるが、価額が重要でない場合には、20年の想定年数による規則的償却法 ③有効期間が20年を超え、価額が重要である場合、(a)有効期間が見積もられるならば規則的償却法と減損調査法の併用、(b)有効期間が不確定であれば非償却法と減損調査法の併用
FRS10(1997)	①有効期間が有限である場合には、規則的償却法（最長償却期間は20年）および1年経過の年度・減損兆候年度の減損調査法の併用 ②有効期間が20年を超える場合には、規則的償却法と減損調査法の併用 ③有効期間が不確定・無期限である場合には、非償却法と減損調査法の併用
FRS11(1998)	回収可能価額が帳簿価額より低い場合、減損損失の認識・計上

(出所) 菊谷正人「英国における企業結合会計の展開」『経理研究』第46号、19頁一部加筆。

²¹ 菊谷(2002b)、19頁。

<論文>

減損調査法で行う「減損」(impairment)とは、固定資産またはのれんの回収可能価額(recoverable amount)が帳簿価額(carrying amount)を下回る場合の下落(reduction)である(FRS11, para.2)。したがって、回収可能価額が帳簿価額より少ない場合には、帳簿価額を回収可能価額まで引き下げ、減損損失(impairment loss)を計上しなければならない。減損損失は、原則として、損益計算書(profit and loss account)に計上される(FRS11, para.14)。

FRS11 (paras.8 and 11)によれば、事象または状況の変化によって固定資産またはのれんの帳簿価額が回収可能でない徴候(減損の徴候)が認められる場合に限り、減損調査を行う²²。減損の徴候を確認した後は、減損損失を認識・測定することとなる。既述しているように、減損調査には回収可能価額と帳簿価額との比較を行い、帳簿価額より回収可能価額が小さくなっている場合には、帳簿価額が回収可能価額を上回る額まで減損として帳簿価額を切り下げる。「減損調査法」は、棚卸資産に適用される「低価法」に類似しているとも言えるかもしれない。ただし、帳簿価額と比較する金額は、時価(再調達原価または正味実現可能価額)ではなく、回収可能価額である。

減損調査法で用いる「回収可能価額」とは、正味実現可能価額(net realisable value)と利用価値(value in use)との高い金額をいう。「正味実現可能価額」は、資産の処分金額から直接的な売却費用(direct selling cost)を控除した金額であり、「利用価値」は、当該資産の継続利用または最終的処分の結果として得られる将来キャッシュ・フローの現在価値(present value)である(FRS11, para.2)。

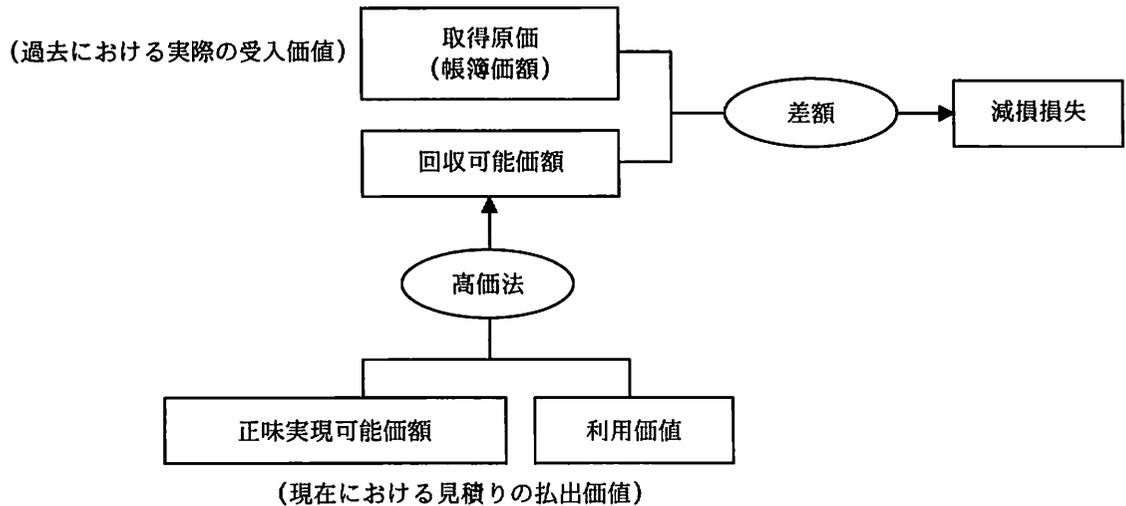
帳簿価額が取得原価に基づく場合の第1次減損(original impairment)においては、回収可能価額(正味実現可能価額と利用価値との高い方)が取得原価(帳簿価額)を下回る差額は「減額損失」として処理される。取得時(過去)の購買市場における公正価値であった取得原価(過去の受入価値: entry value)のうち、少なくとも一部が回収できないときは、現在の払出価値(exit value)である回収可能価額まで切り下げ、その回収可能価額を新規の帳簿価額とする。その場合、「回収可能価額」は、(イ)現在の販売市場で売却処分して受け取る「正味実現可能価額」と(ロ)当該資産の利用によって受け取る将来キャッシュ・フローを適切な割引率によって現在時点の価値に割り引いた「利用価値」との高い金額であり、払出価値として最高金額である²³。

²² 減損の徴候(indications of impairment)を示す事象・状況の変化は、たとえば次のとおりである(FRS11, para.10)。

- (a) 過年度の営業損失または正味キャッシュ・アウトフローとの組合せによる当期の営業損失または正味キャッシュ・アウトフローあるいは営業活動から生じる継続的な営業損失または正味キャッシュ・フローの予測
 - (b) 固定資産の市場価値の著しい低下
 - (c) 固定資産の陳腐化(obsolescence)または物的損傷(physical damage)の証拠
 - (d) 下記のような著しく不利な変化
 - イ) 固定資産またはのれんに係る事業または市場における巨大な競争者の参入
 - ロ) 事業に影響する法律その他の規制
 - ハ) 買収における固定資産の公正価値を測定する際に利用される価値指標(たとえば、売上高)
 - (e) 重大な企業編成の契約
 - (f) 主要な従業員の重大な損失
 - (g) 固定資産の回収可能価額に著しく影響を及ぼす市場利子率(market interest rates)その他の市場収益率(market rate on return)の著しい上昇
- 英国における減損会計に関しては、菊谷(2001)参照。

²³ 菊谷(2001)、17頁。

図5 第1次減損処理における減損損失



(出所) 菊谷正人「英国における減損会計の特徴 — 減損会計の国際比較 — 」『経理研究』第45号、2001年、17頁。

なお、減損損失が認識・計上された場合には、残存経済的耐用年数 (remaining useful economic life) と残存価額 (residual value) は再検討され、必要であれば改訂されなければならない。修正後の帳簿価額は、改訂後の残存経済耐用年数にわたって償却される (FRS11, para.21)。

(2) 負ののれんの会計処理

「負ののれん」の会計処理も、FRS10では大幅に変更された。準備金設定法のみを採用していたSSAP22とは異なり、FRS11では、正ののれんと同様に、状況に応じた会計処理が規定されている。

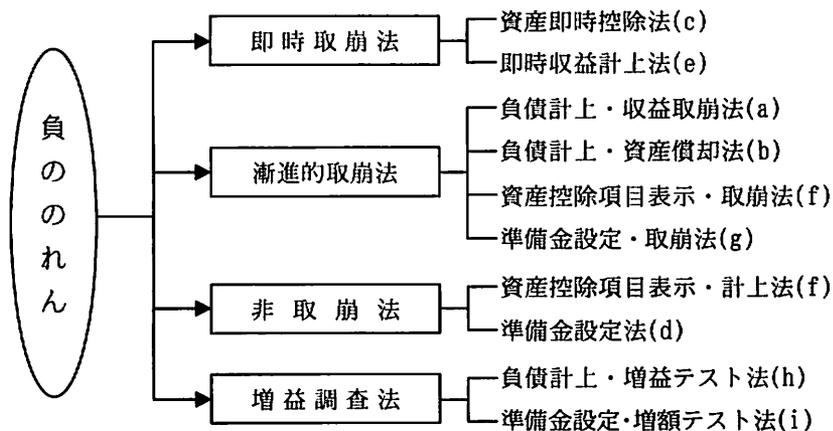
ところで、「負ののれん」の会計処理の可能性も、ED30提案による「正ののれん」の会計処理(および減損調査法)から敷衍すれば、次のように列挙することができるであろう²⁴。

- (a) 負債として計上し、その見積有効年数にわたって損益計算書上で取り崩す「負債計上・収益取崩法」(「規則的取崩法」と呼ぶ)
- (b) 負債として計上し、その見積有効年数にわたって貸借対照表上の資産(たとえば「正ののれん」)を償却する「負債計上・資産償却法」
- (c) 取得時に直ちに資産(たとえば「正ののれん」)から控除する「資産即時控除法」
- (d) 無期限に準備金として設定する「準備金設定法」
- (e) 取得した期間に直ちに収益として計上する「即時収益計上法」
- (f) 資産の控除項目として表示し、それを見積有効年数にわたって取り崩す「資産控除項目表示・取崩法」または無期限に計上しておく「資産控除項目表示・計上法」
- (g) 準備金として設定し、その見積有効年数にわたって取り崩す「準備金設定・取崩法」
- (h) 負債に計上し、過小評価されていないかどうかを調査する「増益調査法」(負債計上・増益テスト法)

²⁴ 菊谷(2004)、227頁。

- (i) 準備金として設定し、過小評価されていないかどうかを調査する「増額調査法」
(準備金設定・増額テスト法)

図6 負ののれんの会計処理の可能性



(出所) 菊谷正人『『企業結合に係る会計基準』の問題点 — 企業結合会計基準の国際比較 —』『九州国際大学経営経済論集』第10巻第3号、2004年、228頁。

FRS10 (para.48) によれば、「負ののれん」が生じる場合、取得資産の公正価値について減損調査を行うとともに、取得負債が過少評価されていないかどうかを調査しなければならない。その調査後でも残存する負ののれんは、正ののれんの直後に個別に表示し、正と負ののれんの純額 (net amount) も表示しなければならない。つまり、負ののれんも資産の部に独立して計上される。SSAP22 採用の (d)「準備金設定法」から離脱し、(f)「資産控除項目表示法」に移行している。

負ののれんのうち、取得した非貨幣資産の公正価値を超えない部分は、当該資産の償却または売却により回収される期間にわたって利益として認識しなければならない。当該公正価値を超える部分は、便益が期待される期間にわたって利益として認識する (FRS10, paras.49-50)。負ののれんも、一定の期間にわたって損益計算書に収益として取り崩されている。

4. むすび

ASC により 1984 年に作成された SSAP22 は、「正ののれん」と「負ののれん」の会計処理について、原則として準備金を増減させる「株主持分直接修正法」を採用していたが、13 年間の討議・実態調査・国際的調和化を斟酌して、基本的に資産の部を増減させる「資産直接修正法」(「資産計上・控除法」) を利用する FRS10 に差し替えられた。

SSAP22 では、「正ののれん」の原則的会計処理に「持分控除法」(「準備金即時控除法」)、代替的会計処理に「規則的償却法」が容認されていたが、ASB の FRS10 は「持分控除法」を排除した。「持分控除法」(すなわち即時償却) の原則適用から一転して「資産計上法」(すなわち、漸進的償却あるいは減損処理) に移行したのは、国内企業の要請および国際的調和化あるいは国際的収斂に起因していると言える。

ASBのFAS10では、「正ののれん」の会計処理として、20年の最長償却期間による「規則的償却法」（一定の要件により減損調査の併用）が適用される。ただし、20年を超える「規則的償却法」あるいは「非償却法」が正当化される場合には、減損調査法が毎期義務づけられた。減損調査法を基本的に要求するFRS10は、米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board : FASB)によって2001年6月に公表された財務会計基準書第142号『のれんおよびその他の無形資産』(*Statement of Financial Accounting Standards No.142 "Goodwill and Other Intangible Assets"*—以下、SFAS142と略す)にも影響を及ぼしている。1970年8月に会計原則審議会(Accounting Principles Board : APB)により公表されたAPB意見書第17号『無形資産』(*APB Opinion No.17 "Intangible Assets" : APB017*) (paras.28-29)は、最長償却期間を40年とする「規則的償却法」を採用していたが、SFAS142 (para.18)は「規則的償却法」を廃棄し、「減損調査法」のみを強制適用している。

「のれん会計」に関して世界の会計実践をリードしているFRS10およびFRS11は、国内企業の要請・国際的調和化を意識・配慮しながら作成されたとはいえ、参考に値する先行基準として高く評価されるべきであろう。

<付記>

本稿は、文科省科研費(基盤研究(A)(1):知的財産の戦略的利用と会計・監査および課税に関する総合研究、研究代表者:古賀智敏神戸大学大学院教授)の助成によるものである。

参考文献

- Accounting Principles Board (1970) *APB Opinion No.17 "Intangible Assets"*. ……APB017
 Accounting Standards Board (1992) *Financial Reporting Standard 2 "Accounting for subsidiary undertakings"*. ……………FRS2
 Accounting Standards Board (1994) *Financial Reporting Standard 6 "Acquisitions and mergers"*. ……………FRS6
 Accounting Standards Board (1994) *Financial Reporting Standard 7 "Fair value in acquisition accounting"*. ……………FRS7
 Accounting Standards Board (1995) *Working paper for discussion at public hearing "Goodwill and Intangible Assets"*. ……1995年討議資料
 Accounting Standards Board (1996) *Financial Reporting Exposure Draft 12 "Goodwill and intangible assets"*. ……………FRED12
 Accounting Standards Board (1997) *Financial Reporting Standard 10 "Goodwill and intangible assets"*. ……………FRS10
 Accounting Standards Board (1998) *Financial Reporting Standard 11 "Impairment of fixed assets and goodwill"*. ……………FRS11
 Accounting Standards Committee(1982) *Exposure Draft 30 "Accounting for Goodwill"*.
 ……………ED30
 Accounting Standards Committee (1984) *Statement of Standard Accounting Practice 22 "Accounting for goodwill"*. ……………SSAP22

<論文>

- Accounting Standards Committee (1990) *Exposure Draft 47 "Accounting for goodwill"*.
 ED47
- Financial Accounting Standards Board (2001) *Statement of Financial Accounting Standards No.142 "Goodwill and Other Intangible Assets"*.SFAS142
- International Accounting Standards Committee (1983) *International Accounting Standard 22 "Accounting for Business Combinations"*.IAS22 (1983)
- International Accounting Standards Committee (1989) *Exposure Draft 32 "Comparability of Financial Statements"*.E32
- International Accounting Standards Committee (1993) *International Accounting Standard 22 (revised 1993) "Business Combinations"*.IAS22 (1993 改訂)
- International Accounting Standards Committee (1998) *International Accounting Standard (revised 1998) "Business Combinations"*.IAS22 (1998 改訂)
- Arnold, T. (1989) "Valuation of brands: the RHM approach", *The Accountant's Magazine*, March 1989.
- Chopping, D. and M. Stephens (2003) *Applying GAAP 2003/2004: A Practical Guide to Financial Reporting*, Crouner. CCH Group Ltd.
- Cooke, T. E. (1986) *Mergers & Acquisitions*, Basil Blackwell.
- Dodge, R. (1991) *The Concise Guide to Accounting Standards: Second edition*, Chapman and Hall.
- Hodgson, E. (1990) *Accounting for Tangible and Intangible Fixed Assets*, Coopers & Lybrand Deloitte.
- Parker, R. H. (1984) *Macmillan Dictionary of Accountancy*, Macmillan Press.
- Stacy, G. (1987) 'Goodwill-The Root of the Problem', *Accountancy*, October 1987.
- Tonkin, D. J. and L. C. L. Skerratt (1991, eds.) *Financial Reporting 1990-91: A Survey of UK Reporting Practice*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- 梅原秀継 (2000) 『のれん会計の理論と制度 — 無形資産および企業結合会計基準の国際比較』白桃書房。
- 岡田依里 (2003) 『企業評価と知的資産 (改訂版)』税務経理協会。
- 菊谷正人 (1994) 『国際会計の研究』創成社。
- 菊谷正人 (2001) 「英国における減損会計の特徴 — 減損会計の国際比較 — 」『経理研究』第45号。
- 菊谷正人 (2002a) 「国際会計基準第22号『企業結合』の国際的調整」『政経論叢』第121号。
- 菊谷正人 (2002b) 「英国における企業結合会計の展開」『経理研究』第46号。
- 菊谷正人 (2003) 「企業結合会計の課題」『JICPA ジャーナル』No.502。
- 菊谷正人 (2004) 「『企業結合に係る会計基準』の問題点 — 企業結合会計基準の国際比較 — 」『九州国際大学経営経済論集』第10巻第3号。
- 白石和孝 (2003) 『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会。

菊谷正人 (きくや・まさと)

法政大学イノベーション・マネジメント研究センター教授